

檜葉町無菌化包装米飯工場検査機器納入に係る入札説明書

1 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加するものは、次に掲げる条件及び入札公告に掲げる条件をすべて満たしている者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 農林水産省及び福島県の入札参加資格制限中の者でないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による民事再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 令和3年度中、会計検査院から不当事項として指摘された工事等に関与していないこと。

2 入札参加手続等

- (1) 入札公告を熟知すること。
- (2) 入札公告及び仕様書に対する質問について
入札公告及び仕様書に対する質問は、質問書(様式3)により、株式会社相馬屋(tuzuki@soumaya.biz)宛てへ電子メールにより提出すること。なお、入札参加者は、株式会社相馬屋宛てに、自身のメールアドレスを事前に通知することとする。
また、回答については、株式会社相馬屋ホームページにおいて行う。
- (3) 現場説明会は実施しない。
- (4) その他
 - ア 提出書類の差替え又は再提出は認めない。
 - イ 提出書類の作成、提出に要する費用は、申請者の負担とする。
 - ウ 提出書類は、返却及び公表を行わず、他の用途には使用しない。
 - エ 申請に係る様式等は株式会社相馬屋ホームページより入手すること。

3 入札

(1) 入札書等の提出について

入札に参加する者は、入札書、見積内訳書等(以下「入札書等」という。)を以下の方法により提出すること。

ア 提出内容

以下3点を一つの封筒に封入し提出すること

- ・入札書(様式4) 1部
- ・見積内訳書(任意様式) 2部
- ・仕様書(返却)

イ 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ その他

- ・代理人による入札参加の場合は、入札前に委任状（様式5）を株式会社相馬屋事務担当へ提出すること。事務担当者による委任状の内容の確認のうえ、内容が適当であった場合、入札参加を認める。
- ・落札となるべき同価の入札をした者が複数あるときは、くじにより落札者を決定する。
- ・入札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札者がいない場合は、その場で再度入札を行う。再度入札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札者がいない場合は、最低価格入札者と協議し決定する。

(2) 質問回答の確認について

入札公告が掲載されているホームページにて、質問の有無及び回答を確認すること。

(3) 最低制限価格は設定しない。

(4) 予定価格の制限の範囲内で最低価格を見積もった者を落札者とする。

4 契約書作成の要否

落札者は落札者決定の日から5日以内に契約書案を作成し提出すること。

5 入札結果の公表及び方法

入札結果の公表は、契約日から1週間以内に、ホームページにおいて行う。

6 入札参加不適合理由の請求

(1) 入札参加資格のない旨の通知を受けた者は、その理由について説明を求めることができる。

(2) (1)により説明を求める場合には、通知を受けた日から起算して3日以内に書面により提出しなければならない。

(3) (2)により書面が提出されたときは、受理した日から起算して3日以内に書面により回答するものとする。

7 契約の締結

(1) 落札者は、発注者が交付する契約書に速やかに記名押印し、契約書の取り交わしを行うこと。

(2) 契約の確定時期は、両者が契約書に記名押印した時に確定するものとする。

8 その他

提出書類は原則としてA4判とすること。